平成２２年（フ）第４５号
宮崎市城ケ崎３丁目22番地９　川口アパート１階、開始決定時の住所宮崎市大字田吉832番地７
破産者　長谷川博一
１　決定年月日　平成22年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１３０号
鹿児島県鹿児島市下福元町3656番地
破産者　小野惠美子
１　決定年月日　平成22年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３３５号
北海道江別市大麻中町28番地　中町公団８―501
破産者　高田　直樹
１　決定年月日　平成22年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４９号
札幌市厚別区厚別西３条１丁目６番30―301号
破産者　金山　　聡
１　決定年月日　平成22年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８３５号
札幌市西区琴似２条２丁目６番14号　琴似セブンパレスⅡ―303号、開始決定時の住所札幌市西区発寒12条５丁目６番15号　セクロピア201号
破産者　竹達　朱美
１　決定年月日　平成22年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第３２５号
函館市美原５丁目22番９号
破産者　釜澤　和巳
１　決定年月日　平成22年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１３８号
埼玉県行田市大字若小玉3834番地３
破産者　興原　正容
１　決定年月日　平成22年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１５３号
神奈川県座間市相模が丘１丁目27番22―401号　ルネ小田急相模原
破産者　菅原比十美
１　決定年月日　平成22年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１２８号
新潟県新潟市中央区関新１丁目２番32号　乙川マンション201号、前住所新潟県新潟市西区小新南１丁目13番18号
破産者　時田　定人
１　決定年月日　平成22年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７５号
新潟県長岡市蓬平町1276番地
破産者　中村　隆宏
１　決定年月日　平成22年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第４２８号
山梨県笛吹市石和町唐柏439番地４
破産者　中村　　元
１　決定年月日　平成22年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４２９号
山梨県笛吹市石和町唐柏439番地４
破産者　中村美代子
１　決定年月日　平成22年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４５９号
滋賀県湖南市柑子袋965番地、前住所滋賀県湖南市吉永197番地３
破産者　中尾　文昭
１　決定年月日　平成22年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６０２号
滋賀県守山市守山２丁目９番８号、開始決定時の住所滋賀県守山市守山５丁目１番７号
破産者　奥田　富夫
１　決定年月日　平成22年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７１３号
熊本市清水亀井町21番13号
破産者　池内　美利
１　決定年月日　平成22年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第９８８号
熊本県上天草市大矢野町維和411番地、居所大阪市中央区南新町２丁目３―１スタークイーン502
破産者　駿河　博和
１　決定年月日　平成22年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１６４号
大分市金池南２丁目７番５号三和コーポ９―203
破産者　若杉　尚哉
１　決定年月日　平成22年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第６号
北海道中川郡幕別町札内中央町330番地の164ライフメイト①―102号
破産者　丸山　明美
１　決定年月日　平成22年７月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係